

2022年7月12日

お客様 各位

エネクスフリー株式会社

電子帳簿保存法改正への対応について

謹啓、盛夏の候、お客様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年1月1日より電子帳簿保存法が改正され、インターネットからダウンロードした請求書を印刷し、紙で保存することが認められなくなりました。※注1

弊社、請求書は2022年1月分より10年間クラウド上に保存され、必要に応じて検索、閲覧が可能です。
そのため、弊社請求書につきましては、ENEFLE.NET をご利用期間中はお客さまにて何か特別なことをしていただく必要はありません。詳細につきましては、下記の通りとなります。

※注1 電子取引のデータ保存義務が2年間猶予されることが「令和4年度税制改正大綱」(2021年12月10日公表)に盛り込まれました。

謹白

記

1. ENEFLE.NET が満たす電子帳簿保存法の保存要件

| 電子取引の保存要件 | | |
|-------------------|---|------------|
| 真実性の要件 右記のいずれか | ①発行元側でタイムスタンプを付与 | — |
| | ②データ受領後、おおむね7営業日以内に受領側でタイムスタンプを付与 | — |
| | ③記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで電子取引情報の授受及び保存 | ○ |
| | ④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用 | — |
| 可視性の要件 右記のすべて | ①システムの概要を記載した書類(マニュアル)の整備を行うこと | ○ |
| | ②見読性を確保したうえでデータの閲覧ができること | ○ |
| | ③次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと。 (1)取引日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定できること。 (2)日付又は金額は、その範囲を指定して条件を設定することができること。 (3)2つ以上を組み合わせ検索ができること。 | ○ |
| 保存期間 | 事業年度の確定申告の提出期限の翌日から7年間 | ○10年 保存 |

※電子帳簿保存法改正の詳細は、国税庁 HP でご確認ください。

[国税庁 HP 令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて](#)